

訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

10 税務署長等は、第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請者について前条第一項から第三項まで又は第七項の規定に該当していると認められるときであつても、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による納税の猶予又はその猶予の延長を認めないことができる。

一 第四十九条第一項第一号（納税の猶予の取消し）に掲げる場合に該当するとき。

二 当該申請者が、次項の規定による質問に対して答弁せず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 不当な目的で前条の規定による納税の猶予又はその猶予の期間の延長の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき。

11 税務署長等は、第六項の規定による調査をするため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、当該申請者に質問させ、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

12 前項の規定により質問又は検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

13 第十一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十七条第一項中「前条」を「第四十六条（納税の猶予の要件等）」に改め、「したとき」の下に「（同条第九項の規定により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を変更したときを含む。）」を、「猶予期間」の下に「分割して納付させる場合の当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額（同項の規定による変更をした場合には、その変更後の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額）」を加え、同条第二項中「第三項まで又は第七項の申請がされた」を「第四項までの規定による申請書の提出があつた」に改める。

第四十九条第一項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第四十七条第一項（納税の猶予の通知等）の規定により通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付しないとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを

除く。)

第四十九条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

五 偽りその他不正な手段によりその猶予又はその猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきその猶予をし、又はその猶予期間の延長をしたことが判明したとき。

第四十九条第二項中「二に」を「いずれかに」に改める。

第六十三条第一項中「（換価の猶予）」を「若しくは第二百五十一条の二第一項（換価の猶予の要件等）」に改め、同項ただし書中「第二百五十二条（換価の猶予の取消し等）」を「第二百五十二条第三項又は第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）」に改め、同条第三項中「第二百五十一条第一項」の下に「若しくは第二百五十一条の二第一項」を加える。

第六十五条第三項第二号中「法人税」の下に「地方法人税」を加え、同号イ中「外国税額控

除)」の下に「若しくは第百六十五条の六(非居住者に係る外国税額の控除)」を加え、同号口中「若しくは第八十一条の十五」を「第八十一条の十五」に改め、「における外国税額の控除)」の下に「若しくは第百四十四条の二(外国法人に係る外国税額の控除)」を加え、同号二を同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 地方法人税法第二条第十九号(定義)に規定する中間納付額、同法第十二条(外国税額の控除)の規定による控除をされるべき金額又は同法第二十条第二項(中間申告による納付)の規定により納付すべき地方法人税の額(その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の地方法人税の額)

第七十四条の二第一項中「法人税」の下に「地方法人税」を加え、同項第二号中「法人税に」を「法人税又は地方法人税に」に改め、同条第四項中「法人税」の下に「又は地方法人税」を、「連結所得に対する法人税」の下に「若しくは連結親法人の地方法人税」を、「法人に対する法人税」の下に「又は地方法人税」を加える。

第七十四条の九第三項中「前二項」を「この条」に改め、同項第一号中「同項第二号イ、同項第三号

イ」を「第二号イ、第三号イ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に對してすれば足りる。

第七十五条第四項中「二に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「又は同法」を「同法」に、「に係る更正（」を「又は地方法人税法第二十七条第二項（青色申告）に規定する青色申告書に係る更正（」に改める。

第八十五条第一項及び第八十六条第一項中「法人税」の下に「地方法人税」を加える。

第九十九条の見出しを「（国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決）」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「申し出なければ」を「通知しなければ」に改め、同条第二項中「申出」を「通知」に改め、「国税不服審判所長に対し指示をするときは」を削り、「国税審議会の議決に基づいてこれをしなければ」を「国税不服審判所長と共同して当該意見について国税審議会に諮問しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 国税不服審判所長は、前項の規定により国税庁長官と共同して国税審議会に諮問した場合には、当該国税審議会の議決に基づいて裁決をしなければならない。

(国税徴収法の一部改正)

第八条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「延納」の下に「(第五百五十一条の二第一項(換価の猶予の要件等)において「延納」という。)」を加える。

第三十六条第三号中「法人税法」を「若しくは第六十八条の二(非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、法人税法」に、「若しくは第三百二十二条の三」を「第三百二十二条の三」に、「相続税法」を「若しくは第四百四十七条の二(外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、相続税法」に改める。

第七十九条の見出しを「(差押えの解除の要件)」に改め、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「差押を」を「差押えを」に改め、同項第一号中「差押に」を「差押えに」に改め、同項第二号中「差押に」を「差押えに」に、「先だつ」を「先立つ」に、「こえる見込」を「超える見込み」に改め、

同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「差押を」を「差押えを」に改め、同項第一号中「差押に」を「差押えに」に、「先だつ」を「先立つ」に改め、同項第二号中「差し押える」を「差し押さえる」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に改め、同項に次の一号を加える。

三 差押財産について、三回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）がなかつた場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。

第八十九条の見出しを「（換価する財産の範囲等）」に改め、同条第一項中「取立」を「取立て」に改め、同条第二項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「取立」を「取立て」に改め、同条に次の一項を加える。

3 税務署長は、相互の利用上差押財産を他の差押財産（滞納者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買い受けさせることが相当であると認めるときは、これらの差押財産を一括して公売に付し、又は随意契約により売却することができる。

第九十八条を次のように改める。

(見積価額の決定)

第九十八条 税務署長は、近傍類似又は同種の財産の取引価格、公売財産から生ずべき収益、公売財産の原価その他の公売財産の価格形成上の事情を適切に勘案して、公売財産の見積価額を決定しなければならない。この場合において、税務署長は、差押財産を公売するための見積価額の決定であることを考慮しなければならない。

2 税務署長は、前項の規定により見積価額を決定する場合において、必要と認めるときは、鑑定人による評価を委託し、その評価額を参考とすることができる。

第一百条第一項中「入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）を「入札等」に改める。

第二百二十八条第二号中「差押」を「差押え」に改め、同条第三号中「差し押えた」を「差し押さえた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第八十九条第三項（換価する財産の範囲等）の規定により差押財産（同条第一項に規定する差押財産



をいう。以下この項において同じ。）が一括して公売に付され、又は随意契約により売却された場合において、各差押財産ごとに前項第一号に掲げる売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各差押財産の見積価額に依じて按分<sup>めんぶん</sup>して得た額とする。各差押財産ごとの滞納処分費の負担についても、同様とする。

第二百二十九条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第二項中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に、「差押」を「差押え」に改める。

第五百五十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(換価の猶予の要件等)」を付し、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「(納税の猶予)」を「(納税の猶予の要件等)」又は次条第一項に改め、同項ただし書中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 税務署長は、前項の規定による換価の猶予又は第五百五十二条第三項(換価の猶予に係る分割納付、通知等)において読み替えて準用する国税通則法第四十六条第七項の規定による換価の猶予の期間の延長をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類又は第五百五十二条第一項の規定により分割して納付させるために必要となる

書類の提出を求めることができる。

第百五十一条の次に次の一条を加える。

第百五十一条の二 税務署長は、前条の規定によるほか、滞納者がその国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その国税の納期限（延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日）から六月以内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付すべき国税（国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予の要件等）の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 前項の規定は、当該申請に係る国税以外の国税（次の各号に掲げる国税を除く。）の滞納がある場合には、適用しない。

一 国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予（次号において「納税の猶予」という。）又は前項の規定による換価の猶予の申請中の国税

二 国税通則法第四十六条第一項から第三項まで又は前条第一項若しくは前項の規定の適用を受けている国税（同法第四十九条第一項第四号（納税の猶予の取消し）（次条第三項又は第四項において準用する場合を含む。））に該当し、納税の猶予又は前条第一項若しくは前項の規定による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該国税を除く。）

3 第一項の規定による換価の猶予の申請をしようとする者は、同項の国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、その納付を困難とする金額、当該猶予を受けようとする期間、その猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の政令で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長に提出しなければならない。

第五百二十二条中「第四十六条第四項から第七項まで（納税の猶予の場合の分割納付等）」を「第四十六条第五項から第七項まで及び第九項」に、「並びに同法」を「並びに」に改め、「第四十九条第一項」の下に「（第五号に係る部分を除く。）」を加え、「前条第一項」を「第一百五十一条第一項」に、「その期間」とを「その期間」と、同条第九項中「第四項（前項において準用する場合を含む。）」とあ

るのは「国税徴収法第五十二条第一項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）」と、それぞれ」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

税務署長は、第五百五十一条第一項（換価の猶予の要件等）若しくは前条第一項の規定による換価の猶予又は第三項において読み替えて準用する国税通則法第四十六条第七項（納税の猶予の要件等）若しくは第四項において準用する同条第七項の規定による換価の猶予の期間の延長をする場合には、その猶予に係る金額（その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の税務署長が指定する月。以下この項において同じ。）に分割して納付させるものとする。この場合においては、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予をする期間内の各月に納付させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならない。

2 税務署長は、第五百五十一条第一項又は前条第一項の規定による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

第百五十二条に次の一項を加える。

4 国税通則法第四十六条第五項から第七項まで及び第九項、第四十六条の二第四項及び第六項から第十項まで（納税の猶予の申請手続等）、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項並びに第四十九条第一項及び第三項の規定は、前条第一項の規定による換価の猶予について準用する。この場合において、同法第四十六条第九項中「第四項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「国税徴収法第百五十二条第一項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）」と、同法第四十六条の二第四項中「分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）」とあるのは「その猶予に係る金額を分割して納付する場合は各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは「国税徴収法第百五十一条の二第三項（換価の猶予の要件等）又は同法第百五十二条第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する第四項」と、同条第七項中「第一項から第四項まで」とあるのは「国税徴収法第百五十一条の二第三項又は同法第百五十二条第四項において読み替えて準用する第四項」と、同条第十項中「第一項から第四項まで」とあるのは「国税徴収法第百

五十一条の二第三項又は同法第一百五十二条第四項において読み替えて準用する第四項」と、「前条第一項から第三項まで又は第七項」とあるのは「同法第一百五十一条の二第一項又は同法第一百五十二条第四項において準用する前条第七項」と、同項第二号中「次項」とあるのは「国税徴収法第四百一条（質問及び検査）」と、「同項」とあるのは「同条」と、同法第四十七条第二項中「前条第一項から第四項まで」とあるのは「国税徴収法第一百五十一条の二第三項（換価の猶予の要件等）又は同法第一百五十二条第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する前条第四項」と、それぞれ読み替えるものとする。

第八十二条第二項中「差し押える」を「差し押さえる」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 税務署長は、差し押さえた財産を換価に付するため必要があると認めるときは、他の税務署長又は国税局長に滞納処分引継ぎをすることができる。

第八十三条第二項及び第三項中「差し押える」を「差し押さえる」に、「差し押えた」を「差し押さ

えた」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第四項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「前二項」を「前三項」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 税関長は、差し押さえた財産を換価に付するため必要があると認めるときは、他の税関長に滞納処分  
の引継ぎをすることができる。

第百八十四条中「第百八十二条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「以下」を削る。

第百八十五条中「第百八十三条第二項」の下に「若しくは第四項」を加える。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第九条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び地方税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第 号）及び地方税法」に改める。

第三条第四項中「と」、「同項」とあるのは「第二百十二条第一項」を削る。

第三条の二第一項及び第二項中「、第九条の六第二項から第四項まで」を削り、同条第三項中「、第九条の六第三項若しくは第四項」を削り、同条第四項中「、第九条の六第三項及び第四項」を削り、同条第五項及び第六項中「、第九条の六第二項から第四項まで」を削り、同条第七項及び第八項中「、第九条の六第四項」を削り、同条第十三項中「第四百四十二条」を「第四百四十二条若しくは第四百四十二条の九」に改め、同項の表第七十二条第一項第一号の項中「、第九条の六第二項若しくは第三項（外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例）」を削り、「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改め、同条第十四項中「第六十四条第一項第一号から第三号まで」を「第六十四条第一項第一号」に、「当該非居住者が同項第二号又は第三号に掲げる者である場合には、これらの号に掲げる」を「同号に定める」に改め、同条第十五項第二号から第四号までの規定中「第六十五条」を「第六十五条第一項」に改め、同条第二十四項中「規定する給付補てん金等」を「規定する給付補填金等」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同条第二十五項中「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改める。

第四条第一項中「第四百四十二条」を「第四百四十二条若しくは第四百四十二条の九」に改め、同条第二項中



「第四百二十二条」を「第四百二十二条若しくは第四百二十二条の九」に、「及び第六百六十五条」を「及び第六百六十五条から第六百六十五条の六まで」に、「第四百十四条まで」を「第四百十四条の二まで」に改め、同条第三項中「第四百二十二条」を「第四百二十二条又は第四百二十二条の九」に改め、同条第四項中「第四百二十二条」を「第四百二十二条又は第四百二十二条の九」に、「第四百十四条まで」を「第四百十四条の二まで」に改め、同条第五項中「第四百二十二条」を「第四百二十二条若しくは第四百二十二条の九」に改め、同条第六項中「第四百二十二条」を「第四百二十二条若しくは第四百二十二条の九」に、「及び第六百六十五条」を「及び第六百六十五条から第六百六十五条の六まで」に、「第四百十四条まで」を「第四百十四条の二まで」に改める。

第五条の二第三項中「所得税法第六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設（所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設をいう。第五項及び第六項において同じ。）を有する非居住者である」に、「第六十一条第八号」を「第六十一条第一項第十二号」に、「第六十五条」を「第六十五条第一項」に、「同条の」を「同項の」に改め、同条第五項中「所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設を有しない非居住者

である」に、「同法」を「所得税法」に改め、同条第六項中「所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設を有しない非居住者である」に、「つき同法」を「つき所得税法」に改める。

第六条の二第一項中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に、「第六十二条」を「第六十二条第一項」に、「第三百三十八条」を「第三百三十八条第一項」に、「第三百三十九条」を「第三百三十九条第一項」に改める。

第七条第一項中「」又は税額等」を「次項において同じ。」又は税額等」に、「更正（国税通則法）を「更正（同法）」に、「この項において同じ。」又は決定（国税通則法）を「この項及び次項において同じ。」又は決定（同法）」に改め、「決定をいう」の下に「。同項において同じ」を加え、「若しくは各連結事業年度」を「各連結事業年度」に、「金額又は相手国居住者等」を「金額若しくは各課税事業年度（地方税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）の基準法人税額（同法第六条に規定する基準法人税額をいう。以下この項において同じ。）又は相手国居住者等」に、「若しくは各事業年度」を「各事業年度」に、「金額のうち」を「金額若しくは各課税事業年度

の基準法人税額のうち」に、「国税通則法第二十三条第一項」を「更正の請求（国税通則法第二十三条第一項）に改め、「更正の請求」の下に「をいう。次項において同じ。」を加え、「金額又は当該」を「金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額又は当該」に、「金額を基礎」を「金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額を基礎」に改め、同条第四項中「又は税額等」を「若しくは税額等又は第二項に規定する課税標準等」に、「同項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十二条」を「第八十二条及び第四百四十五条並びに地方法人税法第二十四条」に、「第一項の更正」を「第一項又は第二項の更正」に改め、同項の表中「第七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同表に次のように加える。

法人税法第四百四十五条	
修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定	修正申告書の提出又は更正若しくは決定
修正申告書の提出又は更正若しくは決定	租税条約等実施特例法第七条第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正
更正	更正

<p>修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定</p>	<p>更正</p>
<p>修正申告書又は更正若しくは決定</p>	<p>更正</p>
<p>で決定 第四百四十四条の六第一項第十号又は同条第二項第五号に掲げる金額 (当該</p>	<p>の確定申告書に記載した、又は決定 第四百四十四条の六第一項第一号若しくは第二号に掲げる欠損金額若しくは同項第五号に掲げる金額(同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)若しくは同項第六号に掲げる金額(同項第九号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)若しくは同項第十号に掲げる金額又は同条第二項第一号に掲げ</p>